

日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

赤：委員意見 青：市長意見 緑：複数者からの意見 黒：事務局意見

1 事業特性

○日曹金属化学株式会社千葉工場では、1977年の創業以来、石油精製会社等から発生する使用済みの硫酸を受け入れ、分解炉で焼却分解し、発生する亜硫酸ガスを利用して、各種硫酸及び関連製品を製造している。【答申前文】

○既存の分解炉は設置から約30年が経過し、老朽化が進んでいることから、今回、廃熱回収ボイラーと併せて更新する。【答申前文】

○新設する分解炉は、既存施設と同規模で、1日当たりの処理能力は156トンである。【答申前文】

○工場から発生する排水は、全量が隣接する日本曹達株式会社千葉工場（以下「日本曹達」という。）へ委託処理されている。

○日曹金属化学株式会社千葉工場は、日本曹達の関連企業であり、日本曹達が県及び市原市と締結している「環境の保全に関する協定」に基づき関係法令よりも厳しい排出基準等が適用されている。

2 地域特性【答申前文】

○対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、京葉臨海部の工業専用地域に位置し、周辺には火力発電所、製油所等が立地している。

○事業区域及びその周辺では、光化学スモッグ注意報が多く発令され、大気環境の一層の改善が必要となっている。

○事業区域の南東約1キロメートルには、住宅街やショッピングセンター等が立地しており、そこには保育所も存在していることから、大気質や悪臭等について生活環境への十分な配慮が必要である。

3 事業計画

○新設する分解炉及び廃熱回収ボイラー（以下「新設施設」という。）と、既存の分解炉及び廃熱回収ボイラー（以下「既存施設」という。）を同時に稼働させない予定であれば、その旨を示すこと。【指導】

○建物の撤去及び新設並びに土地の改変等を含めた工事範囲について、図面上で示すこと。(委員、事務局)【指導】

○新設施設の排ガス量等の諸元及び自主基準値等の公害防止計画について、既存施設とできる限り定量的に比較し、分かりやすく示すこと。(委員、事務局)【指導】

○大気汚染物質による環境影響を可能な限り低減するため、採用可能な処理設備等の導入について検討すること。【答申1(1)】

○工事中の粉じん対策について、工事により発生する粉じんの粒子径を踏まえた防塵用フェンスを設置するなど、適切な飛散防止対策を講じること。【指導】

○生活排水について、工場内での処理の方法を明らかにすること。【指導】

○処理する廃棄物の種類のうち、特定有害産業廃棄物について、焼却に伴い発生する重金属及び有機燐化合物の燐分を含む燃え殻の処理方法を明らかにすること。【指導】

○省エネルギー設備の導入などにより、二酸化炭素の排出量をできる限り低減すること。【答申1(2)】

4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般

○特定有害産業廃棄物に含まれる有害物質について、含有量は微量とされているが、受け入れ基準等を明らかにした上で、大気質及び廃棄物に係る環境影響評価を適切に行うこと。【答申2(1)ア】

○既存施設の撤去工事が予定されている場合は、当該工事についても、適切に環境影響評価を行うこと。(市原市長、事務局)【答申2(1)イ】

○廃棄物焼却施設の稼働に伴う大気質、水質、騒音及び超低周波音、振動並びに悪臭の調査結果には、既存施設の稼働による影響が含まれることから、予測時のバックグラウンド設定及び予測結果における当該影響の取り扱いについて、分かりやすく説明すること。【指導】

○工事中の予測対象時期について、工事工程を踏まえてできる限り具体的に示すこと。【指導】

(2) 大気質

○現地調査における風向・風速の観測高さについて、対象事業実施区域内は約13m、対象事業実施区域外は約5mとされているが、調査地点周辺の建物等の高さによる影響を踏まえて妥当性を検証し、必要に応じて変更すること。【答申2(2)】

○短期高濃度予測について、煙突及び周辺建物の形状や位置による影響を検討した上で、適切な手法により予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。【指導】

(3) 水質

○現地調査について、「水質調査方法(昭和46年9月30日環水管30号環境庁)」に準拠し、表層及び中層から採水すること。(委員、事務局)【答申2(3)】

(4) 悪臭

○廃棄物焼却施設の稼働(煙突排出ガス)による影響について、臭気指数を予測するとされているが、千葉県環境影響評価技術細目では悪臭防止法に定める特定悪臭物質の濃度も予測するとされていることから、排出口における濃度及び臭気指数の現況を踏まえ、臭気指数のみを予測することの妥当性を検証し、必要に応じて濃度の予測を追加すること。【答申2(4)】

(5) 土壌

○現地調査について、調査地点の詳細及び試料の採取方法を明らかにするとともに、それらの選定理由を示すこと。【指導】

5 その他

○地域特性に関し把握すべき情報について、千葉県環境影響評価技術細目で定める情報のうち、不足している事項があることから、追加すること。【指導】

以上